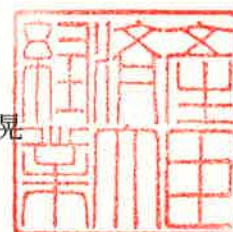


# 経 済 産 業 省

20161114中第1号  
平成29年3月17日

南部町商工会  
会長 山田 賢司 殿

経済産業大臣臨時代理  
国務大臣 石原 伸晃



## 経営発達支援計画に係る認定通知書

平成28年11月4日付けで申請のあった経営発達支援計画については、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項各号のいずれにも適合しているものと認められるため、同条第1項の規定に基づき認定します。

認定後は、本計画に基づき、小規模事業者による事業計画の作成及びその着実な実施を支援すること、地域活性化にもつながる展示会の開催等の面的な取組を促進すること、効果的な支援活動に向けた自らの機能強化を図ることを含め、小規模事業者の売上げや利益を確保するための支援を通じて、小規模事業者の事業の持続的発展に向けて確実に実施していただくことを期待します。

なお、認定後は、年に1回、経営発達支援計画に沿った取組状況を確認するため、以下のような項目について、その実施状況の報告を求めますので、御承知おきください。

- ・ 地区内の小規模事業者に関する基礎的なデータ（事業者数、業種、規模、従業員数、売上等）の収集状況
- ・ 個社支援の状況（巡回訪問数、経営分析件数、事業計画策定件数 等）
- ・ 地域支援の状況（地域経済動向調査件数、展示会・商談会の開催件数 等）
- ・ 施策利用数（小規模事業者持続化補助金、マル経融資 等）
- ・ その他